

## 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和4年度活動結果概要

令和4年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は下記のとおりです。

### **1. 法令違反に関する通報等の受付**

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と各種建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

令和4年度は、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報等が237件あり、その内訳は次の通りでした。

【内訳】

- 法令違反に関する疑義・・・・・・・・・・32件
- 不払い相談・・・・38件
- 社会保険加入に関する相談・・・・31件
- 契約関係・・・・15件
- 建設業法に関するその他相談・・・・121件

### **2. 建設業者への立入検査等**

#### (1) 立入検査

令和4年度は、国土交通大臣許可業者1業者、都道府県知事許可業者2業者に立入検査を実施しました。（都道府県知事許可業者に対しては許可行政庁との合同立入検査）

#### (2) 報告徴取

令和4年度は、国土交通大臣許可業者4業者に報告徴取を実施しました。（前年度からの継続分含む）

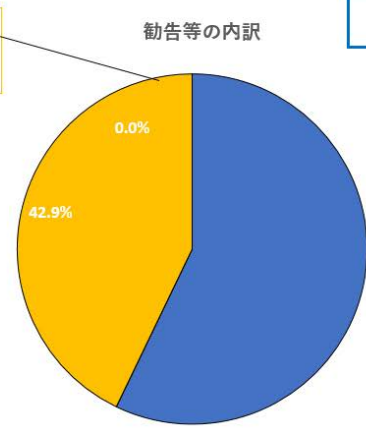
立入検査・報告徴取の結果、建設業法における義務規定違反があった2業者に対し改善のための文書勧告を実施し、改善報告を求めました。また、努力義務規定違反については、指導を実施しました。

また、他法令違反があった2業者に対し監督処分を実施しました。

文書勧告及び指導において改善を求めた事項の総数は7件であり、このうち工事現場における施工体制の不備が4件(57%)を占めていました。

【下図参照】

その他（経営事項審査申請書、工事経歴書の記載不備等 3件）



工事現場における施工体制の不備が57%

技術者の不適正配置（4件）  
現場配置技術者の資格要件違反・・・2件  
現場配置技術者の専任義務違反・・・1件  
現場配置技術者の義務違反・・・1件

### 3. 建設業者への監督処分

令和4年度は、2業者に監督処分を実施しました。

- 「指示処分」 1業者 ・労働安全衛生法違反
- 「営業停止処分」 1業者 ・官製談合防止法及び刑法違反

### 4. 適正な請負代金での契約締結の状況に係るモニタリング調査

請負代金や工期などの契約締結の状況についてモニタリング調査として、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況、工期に関する協議条項等について、ヒアリングを実施しました。

このヒアリングを通じて、元請業者に対して、一方的な値引き・原価割れ・不当に安い労務費等の不適切な取引を行うことがないように要請するとともに、昨今の資機材価格高騰を踏まえ、適切な価格転嫁に向けた発注者との協議、元下間の協議についても要請しました。

### 5. 「建設業取引適正化推進期間（10～12月）の取組

建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進期間』（10～12月）には、許可行政庁と連携のうえ、**2業者**（管内県知事許可業者2業者）に対して合同立入検査を実施しました。

また、中国地方整備局と管内各県の共催により、改正建設業法の内容を中心とした「建設業法に関する講習会」を**8回**開催し、建設業関係者を中心に延べ**412名**に参加いただきました。なお、講習会に参加できなかった方が聴講できるよう講習会の動画をホームページに載せました。